

IV 教育職員免許状（専修免許状）

本研究科に開設された授業科目は、「教職に関する科目」として課程認定を受けている。

小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭及び幼稚園教諭の一種免許状を有する者は、本研究科において、「教科又は教職に関する科目」として24単位を修得することにより、それぞれに相応する次の専修免許状（免許教科の種類）を取得することができる。

特別支援学校教諭の一種免許状を有する者は、本研究科において、「特別支援教育に関する科目」として24単位を修得することにより、特別支援学校教諭専修免許状を取得することができる。

- ① 小学校教諭専修免許状
- ② 中学校教諭専修免許状（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語）
- ③ 高等学校教諭専修免許状（国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、保健体育、保健、工業、家庭、英語）
- ④ 幼稚園教諭専修免許状
- ⑤ 特別支援学校教諭専修免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）

別表第一（第五条、第五条の二関係）

第一欄		第二欄	第三欄	
免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	七五	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五一	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三一	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三七	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三五	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		五〇
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		二六
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		一六
備考				
一 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。				
一の二 文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たっては、単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第十六条の三第三項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。				

- 二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 二の二 第二欄の「学士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を有する場合又は文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。
- 二の三 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）若しくは同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 三 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。
- 四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- イ 文部科学大臣が第十六条の三第三項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために相当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの
- ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として相当であると認めるもの
- 六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程を含むものとする。
- 七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 八 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

2. 開設授業科目及び単位数

山形大学大学院教育実践研究科履修規程第3条 別表1

科目区分	授業科目	開講学年	開講単位数	必選別	開講週時間数				
					1年次		2年次		
					前	後	前	後	
共通科目	教育課程の編成と実施	カリキュラム開発の実践と課題	1	2	必	2			
		学力とカリキュラムの評価	1	2	必		2		
	教科等の実践的指導方法	授業実践の記録・分析と校内研修	1	2	必	2			
		教材開発と児童生徒理解（言語系）	1	2	選	2			
		教材開発と児童生徒理解（数理系）	1	2	選	2			
		教材開発と児童生徒理解（特別支援教育系）	1	2	選	2			
	教育相談・生徒指導	児童生徒理解と支援	1	2	必	2			
		学校カウンセリングの実践と課題	1	2	必		2		
	学級経営・学校経営	障害のある子どもの学校学級経営	1	2	必	2			
		組織管理の実践と学校	1	2	必		2		
	学校教育と教員の在り方	社会と教員の在り方	1	2	必	2			
		学校の安全と防災教育	1	2	必		2		
学校実習科目	教職専門実習	教職専門実習Ⅰ（附属学校）	1	3	必	3週間			
		教職専門実習Ⅱ（連携協力校）	1	3	選		3週間		
		教職専門実習Ⅱ（特別支援教育分野）	1	3	選		3週間		
		教職専門実習Ⅲ（附属学校または連携協力校）	2	4	選				4週間
		教職専門実習Ⅲ（特別支援教育分野）	2	4	選				4週間
分野別選択科目	学校力開発分野	学校研究推進の実践と課題	1	2	選	2			
		人間関係形成の実践と課題	1	2	選	2			
		子ども理解の事例研究	1	2	選		2		
		地域社会と社会教育	1	2	選		2		
		学社融合の実践と課題	1	2	選		2		
		学校力とファシリテーション	1	2	選		2		
		地域教育計画の事例研究	1	2	選	2			
		学校改善プラン開発実習	2	2	選※				2
	学習開発分野	教員のキャリア形成	2	2	選				2
		認知学習過程と評価	1	2	選	2			
		道徳教育の実践と課題	1	2	選	2			
		特色あるカリキュラムの開発	1	2	選		2		
		教科内容構成の事例研究	1	2	選		2		
		外国語活動・外国語科の実践と課題	1	2	選	2			
		小規模へき地教育の実践と課題	1	2	選		2		
教科教育高度化分野	ICT活用と授業改善	1	2	選		2			
	カリキュラム開発事例研究	2	2	選※				2	
	教科活用力とリテラシー	2	2	選				2	
	教材開発プロジェクトの課題と方法	2	2	選※				2	
	教材開発のための先進研究	1	2	選※		2			
	教材開発のための教科内容研究（国語学領域）	1	2	選	2				
	教材開発のための教科内容研究（国文学領域）	1	2	選		2			
	教材開発のための教科内容研究（漢文学領域）	1	2	選	2				
	国語科授業構成の実践と課題	1	2	選		2			
	国語科教材開発プロジェクト実習	2	2	選				2	
教科教育高度化分野	教材開発のための教科内容研究（歴史学領域）	1	2	選	2				
	教材開発のための教科内容研究（哲学・倫理学領域）	1	2	選		2			
	教材開発のための教科内容研究（経済学領域）	1	2	選	2				
	教材開発のための教科内容研究（地理学領域）	1	2	選	2				

科目区分	授業科目	開講学年	開講単位	必選別	開講週時間数			
					1年次		2年次	
					前	後	前	後
教科教育高度化分野	社会・地歴・公民科授業構成の実際と課題	1	2	選		2		
	社会・地歴・公民科教材開発プロジェクト実習	2	2	選				2
	教材開発のための教科内容研究（代数学領域）	1	2	選		2		
	教材開発のための教科内容研究（幾何学領域）	1	2	選	2			
	数学科授業構成の実際と課題	1	2	選		2		
	数学科教材開発プロジェクト実習	2	2	選				2
	教材開発のための教科内容研究（物理学領域）	1	2	選	2			
	教材開発のための教科内容研究（化学領域）	1	2	選		2		
	教材開発のための教科内容研究（生物学領域）	1	2	選	2			
	教材開発のための教科内容研究（地学領域）	1	2	選	2			
	理科授業構成の実際と課題	1	2	選		2		
	理科教材開発プロジェクト実習	2	2	選				2
	教材開発のための教科内容研究（英文学領域）	1	2	選	2			
	教材開発のための教科内容研究（英語学領域）	1	2	選	2			
	英語科授業構成の実際と課題	1	2	選		2		
英語科教材開発プロジェクト実習	2	2	選				2	
特別支援教育分野	知的障害児の理解と支援	1	2	選	2			
	肢体不自由児の理解と支援	1	2	選	2			
	病弱児の理解と支援	2	2	選			2	
	脳科学からみた障害児支援	1	2	選		2		
	障害児のコミュニケーション支援	1	2	選		2		
	発達障害児の事例分析	2	2	選※			2	
	コミュニケーション障害児の事例分析	2	2	選				2
	特別支援教育コーディネーターの役割と支援	1	2	選		2		
障害児のキャリア支援	2	2	選			2		
応用実習領域	◇都市圏実習	1	2	選		2		
総括評価領域	教職実践プレゼンテーションⅠ（学校力開発分野）	1	2	選	2	2		
	教職実践プレゼンテーションⅠ（学習開発分野）	1	2	選	2	2		
	教職実践プレゼンテーションⅠ（特別支援教育分野）	1	2	選	2	2		
	教職実践プレゼンテーションⅠ（教科教育高度化分野）	1	2	選	2	2		
	教職実践プレゼンテーションⅡ（学校力開発分野）	2	2	選			2	2
	教職実践プレゼンテーションⅡ（学習開発分野）	2	2	選			2	2
	教職実践プレゼンテーションⅡ（特別支援教育分野）	2	2	選			2	2
教職実践プレゼンテーションⅡ（教科教育高度化分野）	2	2	選			2	2	

1) 選択した分野では※のある授業科目を必ず履修すること。

2) ◇で示す科目は適宜開講

【山形大学大学院共通科目】

科目区分	授業科目	開講単位数	備考
大学院共通科目	地域創生・次世代形成・多文化共生論	2	
	キャリア・マネジメント	1	
	研究者としての基礎スキル	1	
	データサイエンス	1	
	Academic Skills : Scientific Presentations + Writing	1	
	異分野連携論	1	
	異分野実践研修	1	
	知財と倫理	1	
	技術経営学概論	1	
	Global Materials System Innovation	1	
	先端医科学特論	2	
	食の未来を考える	1	
	社会文化創造論Ⅰ	1	
	AIデザイン演習	1	

○この共通科目の履修単位は、大学院教育実践研究科の修了に必要な単位には含まれません。

前期、後期の履修上限の単位数にも含まれません。